

エレクトロニクスソサイエティ学術奨励賞選定委員会の 学術奨励賞受賞候補者選定手続

選奨規程第23条にいう学術奨励賞受賞候補者の選定は、この手続きに従って行う。

1. エレクトロニクスソサイエティ学術奨励賞委員会委員長(以下委員長と略称する)はエレクトロニクスソサイエティ学術奨励賞選定委員会(以下委員会という)を当該年度の定時社員総会後速やかに設置する。委員会は大会運営委員長(委員長)のほか、大会運営幹事(幹事)、副会長3名および研究専門委員会(常置)委員長をもって組織する。また、このほか投票権のみを行使する投票委員を置く。
2. 投票委員は、常置の研究専門委員(副委員長・幹事)のほか、各大会座長(一般講演・シンポジウム講演を担当した座長)とする。
3. 委員長は各大会の終了後、速やかに委員会委員、投票委員(以下共に委員と略称する)に対し当該大会の講演者で、この奨励賞を受ける資格のある者から2名以内を選び氏名および講演題目を付して記名推薦を求める。
4. 委員長は、各大会開催期間中当該会場および各大会の終了後、推薦の条件、締切期日等を機関誌等に掲載し、所定の用紙により正員1名につき1名の記名推薦を求める。
5. 委員長は3項および4項の推薦に基づき、委員会において受賞資格を審査の上、学術奨励賞第一次予選候補者一覧表を作成し、委員に配布する。
6. 委員長は、委員に前項の一覧表のうちから4名以内で無記名投票を求める。
7. 委員長は、前項の投票結果に基づき、得票順に適宜の人数を選び第二次の予選候補者一覧表を作成し、委員に配布する。
8. 委員長は、委員に前項の一覧表のうちから4名以内で無記名投票を求める。
9. 委員長は、前項の投票結果を参考とし、当該年の発表論文数1.5%を上限として選定し、委員会の承認を経て候補者を決定する。
10. 委員長は、受賞候補者が決定した時は、候補者氏名、出身学校、卒業年次、所属および講演題目を記した調書を作成しソサイエティ運営委員会と学術奨励賞委員会に報告する。

平成9年12月15日 ソサイエティ制定
平成18年5月31日 ソサイエティ制定

追記 (2014.1.8学術奨励賞委員会承認)

同一候補者が複数ソサイエティで選定された場合、受賞ソサイエティを1つに絞り込み、受賞対象外となったソサイエティは次点(重複した人数分)を繰り上げることとする。

(手順)

1. 第二次の予選が終わった時点で、ソサイエティ間で候補者の重複がないか事務局で確認し、重複がある場合は、該当するソサイエティに次点(重複した人数分)まで選定した上記10項の候補者名簿の作成を依頼する。
2. 当該ソサイエティは次点まで選定した上記10項の候補者名簿を作成し、学術奨励賞委員会に報告する。
3. 同一候補者の受賞ソサイエティの絞り込みは、学術奨励賞委員会が行い、特段の理由が無い場合は「相対順位が上位のソサイエティ」での受賞とする。
4. 3で受賞対象外となったソサイエティは、当該候補者を削除し、次点を繰り上げる。
5. この方針は平成25年度の選定から適用する。